



いきいき介護



令和3年度から介護保険料が変わります

令和3年度からの介護保険料は、第8期介護保険事業計画に基づき、以下の金額に変更します。

令和3年度～5年度
保険料基準額

81,000円／年 (月平均6,750円)

変更前基準額 78,000円／年

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護保険を社会全体で支えていくため、ご協力をお願いします。

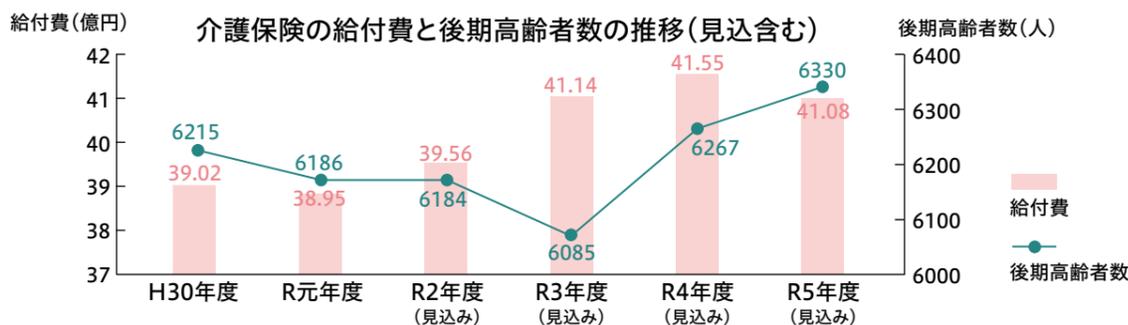
〈所得段階と保険料基準額〉 対象者には保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料段階	対象者 (毎年4月1日時点の世帯構成)	年間保険料	
第1段階	世帯員全てが 市民税非課税	以下のいずれかに該当する方 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入額と合計所得金額の 合計額が80万円以下の方	24,300円*
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の 合計額が80万円より多く120万円以下の方	38,475円*
第3段階		第1段階、第2段階以外の方	56,700円*
第4段階	本人が 市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	70,875円
第5段階 (基準額)	本人が 市民税非課税	第4段階以外の方	81,000円
第6段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	97,200円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	105,300円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	121,500円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	137,700円
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	141,750円
第11段階		合計所得金額が600万円以上の方	162,000円

合計所得金額…公的年金等に係る雑所得を控除した額 ※…国庫が負担する低所得者保険料軽減事業適用後の額

保険料基準額引き上げの主な要因

- ・後期高齢者数の増加に伴うサービス利用者数の増加
- ・入所施設の定員増加等に伴う給付費の増加



問 保険医療課 介護保険係 ☎ お太助フォン 42-5618

制度に関する
お知らせ

行政情報

「ため池」は適正に管理してください

ため池を所有している方は、梅雨時期・台風時期に備え、ため池の適正な管理に努めてください。管理を怠ると、ため池の決壊などで下流域へ多大な被害を及ぼす危険性があります。



適正に管理されているため池

適正な管理のポイント

- ・ため池の水位を下げ、低水管理をしてください。
- ・堤体の立ち木や雑草を刈り払うことで、漏水やひび割れなどを早期に発見することができます。

利用していないため池がある場合

将来の利用を地域で話し合い、廃止も含めた適正な対応をしてください。

問 農林水産課 農林土木係
☎ お太助フォン 47-4022 ☎ 42-1003

黒い雨体験者相談・支援事業 巡回相談会

被爆者健康手帳の交付を受けていない方で、原子爆弾投下直後に降った黒い雨による健康不安がある方の相談に、保健師や医師、臨床心理士が応じます。

相談日	会場
7月15日(木)	安佐北区役所 安佐出張所
8月19日(木)	湯来南公民館
9月 9日(木)	安佐南区総合福祉センター
11月11日(木)	川・森・文化・交流センター (安芸太田町)
11月18日(木)	安佐北区総合福祉センター
12月16日(木)	佐伯区役所別館
1月20日(木)	安芸区総合福祉センター
2月 3日(木)	安公民館

※2週間前までに社会福祉課社会福祉係に申し込んでください。

問 社会福祉課 社会福祉係
☎ お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

無料 歯周疾患検診

健康な生活を送るためには、歯周病の予防や早期治療が大切です。対象者は無料で歯周疾患検診を受けることができますので、この機会にぜひ受診してください。

【実施期間】
令和3年6月上旬～
令和4年1月31日

【自己負担金】
なし

【対象者】
40歳 ▶ 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれ
50歳 ▶ 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日生まれ
60歳 ▶ 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ
70歳 ▶ 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ
80歳 ▶ 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ

6月中に対象者へ受診券を送付しますので、受診を希望する歯科診療所に予約し、受診してください。



問 健康長寿課 健康推進係 ☎ お太助フォン 42-5633